

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守及び企業倫理の重要性を認識し、変動する社会・経済環境に対応した迅速な経営の意思決定と、経営の健全性の向上を図ることによって企業価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

これを実現するために、少数株主や外国人株主に十分に配慮するなど、株主の権利の実質的な確保、平等性の確保、ステークホルダー（お客様、株主の皆様、お取引先様、地域社会、従業員等）との良好な関係の構築、情報開示の充実及び株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人などの機関、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使・招集通知英訳】

当社では現在、議決権行使比率が90%を超えているため、議決権の電子行使手続きおよび招集通知の英訳は行なっていません。招集通知の英訳につきましては、議決権行使比率・外国人株主比率に留意しながら、検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

事業を取り巻く環境変化が激しく、臨機応変の計画変更が必要となることから、現在当社は、中期経営計画を開示していませんが、その策定根拠、内容および進捗状況を取締役会で確認、共有しております。今後環境変化等を踏まえ、中期経営計画の開示を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 後継者計画への取締役会の主体的関与】

最高経営責任者等の後継者計画の策定・運営に当社取締役会は直接関与はしていませんが、当社の取締役を兼務する取締役を中心メンバーとする主要な事業会社の人事委員会を年10回以上開催し、経営幹部の育成視点を含む人事課題について活発に議論しており、当該委員会での議事を踏まえた重要人事異動については、取締役会にて社外取締役を含めて確認のうえ決定しております。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬制度設計・報酬額決定】

経営陣の個別報酬等の具体額決定手続きについては明確に制度化されてはおりませんが、監査等委員である者を除く取締役の報酬等については、取締役会にて一任された代表取締役2名が、業績や担当職務執行状況および他の取締役の意見等を総合勘案のうえ、株主総会で承認された総額の範囲内で決定しております。また当社では、役員持株会制度により自社株の取得を進めており、当社役員は株主と同じ視点で会社の持続的成長を目指しております。なお、監査等委員である取締役の個別報酬は、本報告書 章に記載のとおり、監査等委員会にて決定しております。

【補充原則4-3-2 CEO選任手続】

【補充原則4-3-3 CEO解任手続】

現任の代表取締役2名は、ドラッグストア業界の発展および当社の企業価値向上の両面で実績・期待値ともに大きな役割を果たしております。代表取締役の選解任に関し、当社では具体的な手続き・評価基準を定めてはおりませんが、当社における最も重要な戦略的意思決定であるとの認識に基づき、引き続き株主総会での取締役選任のたびに、選任直後の取締役会にて資質を備えた代表取締役を選定してまいります。また、社外役員2名を含む監査等委員が定期的に代表取締役と意見交換の場を持つなど、独立かつ客観的な立場に基づき業績などの適切な評価を踏まえた経営監視を実施しております。業績や職務執行状況を鑑み、その職務に相応しくないと考える場合は、代表取締役の解任と新たな代表取締役の選定を監査等委員をはじめとする取締役が取締役会に提案することが可能であり、企業統治は十分に機能していると考えております。

【補充原則4-10-1 取締役の指名・報酬等に関する任意の諮問委員会】

当社では、取締役会にて独立社外取締役からも積極的な質問、助言をいただいております。経営幹部、取締役候補者の指名・報酬等についても今後取締役会にて適切な関与、助言をいただけるものと考えておりますので、現時点では指名・報酬に関する独立した諮問委員会等は設置していません。

【原則5-2 資本コスト把握と経営戦略・計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を公表していませんが、当社の資本コストを把握したうえで、決算説明会等を通じて株主や投資家に対し、事業戦略や収益計画・投資計画を説明しており、当社の業績、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、当該計画に変更が生じた際には、決算説明会や株主総会等において株主や投資家に説明を行なうこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社および当社グループ各社は、株式を政策保有しないことを基本方針とし、現状保有もしていません。今後、中長期的な企業価値向上に必要な場合には、利益相反の有無や保有に伴う便益・リスクと資本コストとのバランスを含め、保有の是非を検証のうえ保有いたします。その場合、保有の目的・合理性を有価証券報告書にて説明するとともに、当社グループ株主利益と当該会社の企業価値向上に資するかを総合的に判断して議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社や株主共同の利益を害することを防止するため、取締役会規則および職務分掌・権限規程を定め、取締役及び主要株主と会社との取引を行なう場合、予め取引条件およびその決定方法等の妥当性について検討し、金額の多寡にかかわらず取締役会決議をもって決定するこ

としており、少数株主の保護に努めております。現在は、関連当事者との取引はありませんが、当該取引が発生する場合には、その条件等について、法令の定めるところにより適切に開示いたします。

【原則2 - 6 企業年金】

当社および当社グループでは自らが運用を指図する企業年金制度を実施しておらず、導入の予定也没有ありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

i) 経営理念、経営戦略および経営計画については、以下のとおりです。

- ・経営理念:「私たちはお客様の近くにて、お客様とのふれ合いを大切にします。」
- ・経営戦略:当社ウェブサイト「よくわかるクリエイティブSDグループ」をご参照ください。
<http://www.createsdhd.co.jp/individual/tabid/63/Default.aspx>
- ・経営計画:事業年度ごとの業績見通しにつきましては、決算短信等で公表しております。
<http://www.createsdhd.co.jp/ir/tabid/90/Default.aspx>

ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「I-1. 基本的な考え方」に記載しております。

iii) 取締役の報酬等の決定方針・手続に関しては、本報告書「II-1. -[報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示の内容]」に記載しております。

iv) 経営陣幹部の選任および取締役候補の指名を行なうに当たっての方針と手続は、以下の通りです。

- a) 経営陣幹部(業務執行取締役及び主要な事業子会社の社長等をいう)
 - ・性別を問わず、これまでの経営実績、知見、統率力及び課題解決能力等を総合的に勘案し、取締役会にて選任しております。
 - ・解任にあたっては、公序良俗違反、健康上の理由、職務懈怠や資質欠如による企業価値毀損等の内容を、当社の取締役を兼務する取締役を中心メンバーとする主要な事業会社の人事委員会にて審議のうえ、取締役会に提案し決定いたします。
- b) 監査等委員を除く取締役
 - ・性別を問わず、これまでの経験、実績、知見及び課題解決能力等を総合的に勘案し、取締役会にて候補者として指名しております。
- c) 監査等委員である取締役
 - ・社外取締役については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準に基づく独立性を有し、かつ社内の取締役とは異なるステークホルダーの視点からの経営に関する指導及び監督等を期待できる方を、取締役会にて候補者として指名しております。
 - ・また、社外取締役でない取締役については、これまでの経験、実績、知見を総合的に勘案し、経営に関する指導及び監督等を期待できる方を取締役会にて候補者として指名しております。

v) 経営陣幹部の選解任を行なった際は、当社ホームページやTDnetにてその内容を開示しております。また取締役の選任にあたっては、その候補者の個々の経歴・指名理由について、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款により取締役会の専決とされる事項、並びに当社「取締役会規則」に定める当社および事業子会社の経営上の重要事項の決定を行ない、これら以外の事項は、当社「稟議規程」「職務分掌・権限規程」「関係会社管理規程」等に基づき、当社および子会社の取締役及び経営幹部が決定し執行することとしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

独立社外取締役については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準に基づく独立性を有する方を候補者とし、またその資質においては、社内の取締役と異なるステークホルダーの視点からの経営に関する指導及び監督等を期待できる方を候補者として取締役会において指名いたします。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス・多様性および規模】

当社は定款により、当社の取締役(監査等委員を除く)の員数は10名以内、監査等委員である取締役の員数は4名以内と定めております。また当社には日本以外の国籍・出身の取締役はおりませんが、女性1名を含む当社グループの事業に精通した社内出身メンバーに加え、会社経営経験や専門知識の豊富な社外取締役が監査等委員である取締役の過半数を占めており、社外取締役はステークホルダーと同様の視点から当社経営に携わっていただき多様性を確保しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役における他の上場会社役員兼任状況】

当社役員および役員候補者の「重要な兼職の状況」につきましては、株主総会招集通知の事業報告および株主総会参考書類ならびに有価証券報告書等に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性を確保し、実効性をより高めるために、取締役会の構成・運営状況・責務の履行状況およびサポート体制等に関するアンケート方式での取締役による自己評価を定期的の実施し、その回答内容を集計・分析したうえで、取締役会にてその実効性を評価することとしております。

直近では2018年7月に実施した実効性分析・評価の結果、当社取締役会は概ね適切に機能しており、その実効性が確保されていることを確認いたしました。

一方で、取締役会の実効性を更に高めるために、中長期的なグループ全体の経営方針・戦略等について取締役会での議論を更に活発化する必要性等の課題を認識するとともに、評価項目の見直しも検討しつつ、今後も原則として年1回定期的の実効性分析・評価を継続実施していくことを確認いたしました。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役トレーニング方針】

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与できる資質を備えた方を取締役に選任しており、各取締役に対して、役員の責任と義務、法的リスク等の知識の習得の自己啓発を推奨しております。これに加え、新任取締役に對する会計・法令等の知識習得や、社外取締役に對する当事業・組織の理解促進を目的として、必要に応じて社内研修を実施し、会社費用負担での社外研修参加の機会を提供しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は半期ごとに機関投資家向けの決算説明会を開催し、業績・方針に対する説明・対話を実施しております。また、個人投資家向けの会社説明会も適宜開催し、当社グループの事業・業績・経営方針・経営計画に関し説明・対話を実施しております。更に、ウェブサイトの充実や、年2回の「株主通信」の送付、株主優待希望変更ハガキに意見記入欄を設ける等により、説明会にご参加いただけない株主にも積極的に情報開示・意見

収集を行っております。
これらは、IR担当部署である経営企画部および総務部を事務局として、インサイダー情報の管理にも留意しつつ実施しております。各種の対話を通じた株主からの意見等については、経営陣幹部が適時に共有しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本 洋平	18,534,672	27.73
山本 久雄	13,996,065	20.94
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	5,347,100	8.00
自己株式	3,600,563	5.38
山本 いつ子	3,136,065	4.69
株式会社PALTAC	1,702,800	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,318,900	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,286,700	1.92
クリエイトエス・ディー 従業員持株会	1,051,700	1.57
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	930,000	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	山本洋平、山本久雄
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

山本洋平氏は、当社代表取締役会長山本久雄の長男であり、同氏及びその近親者並びに当社代表取締役会長山本久雄が、合わせて当社の発行済株式総数の過半数を所有しております。
いずれも当社との取引はなく、今後行う予定はありませんので、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。
また、将来的に取引が発生する場合には、金額の多寡にかかわらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原 幸雄	他の会社の出身者											
川村 延彦	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 幸雄	○	○	当社との取引関係その他利害関係はありません。	小売業他社において取締役や監査役を務めるなど長年企業経営に携わり、また当社においても社外監査役として適切に職務を遂行していただき、その豊富な知識・経験を当社の経営及び監査に活かしていただけるものと考えられるため。
川村 延彦	○	○	当社との取引関係その他利害関係はありません。	長年にわたり弁護士として培われた専門性に加え、監査役として企業経営にも長年関与されてきたご経験を有しており、これらを客観的かつ中立的な視点からの経営に関する指導および監査等に活かしていただけるものと考えられるため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は、特別にこれを定めることはせず、各取締役の判断のもとに必要なに応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助にあたらせることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として三優監査法人与監査契約を締結しております。また、内部統制に関する問題等について、助言及び指導を受けております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査室は、計算書類及び内部統制等に関する社内情報を共有し、密に連携を図っております。

監査等委員会と会計監査人は、年2回定期会合を開催するほか、監査等に関する新たな課題がある場合は、随時会合を持つこととしております。

内部監査室は、社長及び監査等委員を含むメンバーにより構成されるコンプライアンス委員会を年4回定期開催し、事業子会社及び各部署より重点リスク項目の管理状況の報告を受けるとともに、事業子会社を中心とする業務監査結果も踏まえ、課題への対応策等を確認しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

株主に対する配当を安定的に実施することを基本としていることから、取締役の報酬についても、短期業績に直接連動した報酬制度等のインセンティブは導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

報酬等の総額が1億円以上の者が存在せず、また株主総会で承認された範囲内であれば各取締役への具体的な配分を開示しなくても株主の利益に反することにはならないと判断しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬体系は、中長期的な企業価値を向上させ、収益性および効率性の最大化を目指すとともに、更なるコーポレートガバナンスの向上を担う優秀な人材を確保することを目的としております。なお、役員退職慰労金制度は当社にはありません。

a) 監査等委員を除く取締役

・取締役の報酬は、月額報酬と業績連動型報酬(賞与)を基本とし、使用人兼務取締役の使用人としての給与を除き年間総額4億円以内としております。個別報酬については、当社グループの業績や各取締役の業務執行状況等を勘案し、当社が定めた一定の基準に基づき、取締役会から一任を受けた代表取締役の合議により決定しております。

b) 監査等委員である取締役

・経営に対する独立性を確保するため、業績に連動しない年俸制としており、年間総額40百万円以内とする株主総会決議に基づき、監査等委員会にて個別報酬を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役はすべて監査等委員であり、その職務を補助すべき使用人は、特別にこれを定めることはせず、各取締役の判断のもとに必要な応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助にあたらせることとしております。業務補助者は、当該業務の執行に関して、業務執行取締役以下その業務補助者の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととしており、監査等委員が業務補助者の独立性に疑義を持った場合には、取締役会に報告するとともに、その是正を求めることができるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、平成27年8月21日開催の第18回定時株主総会において、「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役を複数選任するとともに、監査等委員である取締役により構成される監査等委員会による監査を実施するなど、様々な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス体制を強化しております。

取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

各監査等委員は取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員である取締役がその他の重要な会議に出席、各議事録の閲覧及び稟議書の確認等を行っております。また監査等委員会では、内部監査の重要事項や会計監査の結果についても確認を行っております。

取締役の指名については、会長、社長等によるトップミーティングで概要を確認の後、取締役会にて株主総会上程内容を決定しております。

取締役の報酬等については、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査等委員を除く取締役の報酬等については取締役会から一任を受けた代表取締役の合議により、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、業務に精通する業務執行取締役6名と、監査等委員である取締役3名の合計9名で構成しております。社外取締役2名を含む監査等委員は、小売業を含む各社での取締役・監査役等を長年務めるなどの豊富な知識と経験や、長年にわたり弁護士として培われた専門性に基づき、内部監査室と連携して監査を行うとともに、一般株主に近い立場から忌憚のない意見を取締役会等の場を通じて述べていただいております。従って、当社の事業規模・内容及び経営の効率性並びに透明性の観点から、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、現時点で当社に最適なものと考えており、また企業価値の向上にも資するものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年5月期の第21回定時株主総会において、開催日の17日前に発送しております。また発送日の4日前に当社ホームページへ、同3日前に東証ウェブサイトへその内容を掲載し、早期情報開示に努めました。
その他	事業子会社の株式会社クリエイトエス・ディーの一部店舗で実施しているものに準じた「健康相談会」を、定時株主総会と併せて実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を2018年2月に2回開催し、今後も定期開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト向け会社説明会を定期的に開催しております。また、四半期ごとに機関投資家に対する個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト向け会社説明会資料(英語版を含む)及び株主様向け「株主通信」等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しており、経営企画部長を情報取扱責任者に任命しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「行動規範」の中で、お客様、お取引先様、株主様及び地域社会の皆様など「当社に関わる全ての人々」から信頼を得られるよう行動することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業子会社の株式会社クリエイトエス・ディーでは、ISO14001認証取得企業として、レジ袋の使用を抑制しCO2排出量を削減するため、お買物袋ご持参運動を全店で展開するとともに、一部店舗ではペットボトルキャップをお客様から回収し、その売却代金の活用により「世界の子どもにワクチンを」運動に参加しております。 また同社では、学生及び新社会人に対し職場体験やインターンシップの機会を提供しております。
その他	事業子会社の株式会社クリエイトエス・ディーでは、仕事と子育ての両立を実現するための次世代育成支援の取組みとして、法を上回る育児休業制度、妊娠・育児に配慮した短縮勤務制度等を導入しており、神奈川県子ども・子育て支援推進事業者として認証を受けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a)コンプライアンス体制の基礎として企業行動憲章たる「行動規範」をあらゆる行動の規範とする。また、総務部を主管部署として内部統制システムの構築・維持・向上を図るとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し徹底を図るものとする。
- (b)内部監査部門として内部監査室に内部監査機能を持たせるとともに、コンプライアンスの統括部署として、総務部にその機能を持たせる。
- (c)監査等委員会は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができる。
- (d)取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (e)法令違反その他のコンプライアンスに関する問題についての社内報告体制として、総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するとともに、規程に定められた年限は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)当社は、当社及び子会社の業務執行に係る主要なリスクとして、以下(イ)から(ホ)のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

(イ)法的規制に係るリスク

- ・医薬品医療機器等法、介護保険法などによる許認可に係るリスク
- ・医薬品の販売規制緩和等による競合環境の変化に係るリスク

(ロ)出店の進捗に係るリスク

(ハ)調剤業務の医療過誤、介護サービス中の事故に係るリスク

(ニ)薬剤師、登録販売者及び看護師など資格者の確保に係るリスク

(ホ)個人情報の管理に係るリスク

(b)リスク管理に当たっては、「危機管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、管理体制を構築するものとする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、社内関係部署及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に会長、社長等によるトップミーティングで方向性を確認し、取締役会の承認を得て執行するものとする。

(b)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)子会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する「行動規範」を定め、これを基礎として意思決定、業務執行を行うものとする。

取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(b)子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」において、当社の承認を要する事項及び当社への報告を要する事項並びにその手続をそれぞれ定め、これを運用して行うこととする。

(c)子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンスに関する問題があると認めた場合には、内部監査室長又は総務部長に報告するものとする。

内部監査室長又は総務部長は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることもできるものとする。

監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(d)子会社の法令違反その他のコンプライアンスに関する問題については、コンプライアンス委員会を設置してこれを審議し、また社内報告体制として、子会社においても当社総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役、使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該取締役、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は特別にこれを定めることはせず、監査等委員会の判断のもとに必要なに応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助に当たらせることとする。監査等委員会が業務補助者の独立性について疑義を持った場合には、取締役会に報告するとともに、その是正を求めることができるものとする。

(b)監査等委員会の補助者は当該業務の執行に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)以下補助者の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

(a)当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に報告すべき事項及び時期についてあらかじめ監査等委員会と協議するものとし、また当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

(b)「内部通報規程」に定める社内通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスに関する問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。

(c)監査等委員会は、当社及び子会社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、監査等委員の職務の執行に必要でないと認めら

れた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規定を定めるとともに財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。

(b)内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

また、総務部を対応統括部署として情報の一元管理、警察等の外部専門機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、これを継続・深耕するとともに、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を推進する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

